

令和 6 年 1 2 月 5 日

土 木 部 河 川 公 園 課

江東区立都市公園条例等の改正概要について

1 改正理由

公園占用料等は、固定資産税評価額を算定の基礎として、特別区の共通基準に基づき算出された額を条例で定めている。

現行の公園占用料等は、令和 3 年の固定資産税評価額の評価替えを受け、令和 4 年 4 月に施行された。

令和 6 年、3 年に 1 度の固定資産税評価額の評価替えに伴い、特別区の共通基準により算出された額が見直されたため、関係条例の一部を改正する。

2 対象条例

- (1) 江東区立都市公園条例
- (2) 江東区普通河川管理条例
- (3) 江東区公共溝渠管理条例

3 改正概要

公園占用料等の単価について、現行条例額の 1. 2 倍の額と見直し後の額を比較し、低い方の額を改正案の額とする。

4 施行期日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

5 改正時期

令和 7 年第一回区議会定例会に提案予定